

公益財団法人いばらき腎蔵財団 寄付金等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人いばらき腎蔵財団（以下「財団」という。）が受領する寄付金に関し必要な事項を定める。

(寄付金の種類)

第2条 財団の寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金、賛助会員会費
- (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄付金の取扱い)

第3条 一般寄付金については、50%以上を公益目的事業に使用するものとする。

2 特定寄付金については、全額を寄付者が特定した用途に使用するものとする。

(受領書などの送付)

第4条 寄付金を受領したときは、寄付者に対し受領書を発行するとともに、財団として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(改正)

第5条 この規程を改正する場合は、理事会の決議を経なくてはならない。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。